

一般社団法人家族と心の研究所 会員規約

この会員規約(以下「本規約」)は、一般社団法人家族と心の研究所(以下「当法人」)と、当法人会員(以下「会員」)との関係に適用し、また会員の心得、規範を明確にするものである。当法人は、入会の申込を行った時点で、本規約を承認したとみなす。

第1章 総則

(会員規約の適用)

第1条 当法人は、会員との間に本規約を定め、これにより当法人の運営を行う。また、当法人に会員として入会した者が、会員として行う一切の行為に適用される。

(会員規約の変更)

第2条 当法人は、自らが円滑な運営のために必要と判断した場合、会員の事前の承諾を得ることなく、本規約を変更することができる。変更後の会員規約については、当法人の Web サイト上への掲載、電子メール、書面その他当法人が適切と判断する方法により通知した時点から、その効力を生じるものとする。

(用語の定義)

第3条 本規約において使われる用語については、次の各号に定義する。

1. 会員とは、当法人会員の総称である。
2. 書面とは、当法人が指定した書式による文書、または任意の書式による文書(電子書面を含む)を指す。また、入会時に登録している電子メールアドレスからの発信による当法人事務局への通知、連絡も書面と認められる。

第2章 入会申込等

(入会申込)

第4条 当法人への入会の申込を行おうとする者は、入会申込書に必要事項を記入して、当法人事務局に提出し、理事会の承認を受けるものとする。

(入会審査)

第5条 入会申込があった場合、当法人は理事会が定める入会審査委員会を開催し、入会を承認するか否かを決定する。以下の各号のいずれかに該当すると認められるときは、入会を不承認とすることがある。

1. 入会申込書に偽名を含む虚偽の事項を記載した場合
2. 入会申込者が本規約に反するおそれのある場合
3. その他、前各項に準ずる場合等で、当法人が入会を適当でないと判断した場合

(会員資格有効期限)

第6条 会員資格有効期限は次の各号に定める。

1. 会員資格有効期限は、当法人の事業年度(4月1日～3月31日)とする。
2. 会員資格有効期限の起算日は、当法人が入会を承認し、年会費の払い込まれた日とする。
3. 会員が会員資格有効期限を1年間延長する場合は、当法人が会員宛に発行する年会費の請求

書面にに基づき、4月末日までに年会費を払い込むものとする。

(会員の種類及び会費)

第7条 当法人の会員は次の4種とし、正会員及び専門会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

1. 正会員 当法人の目的に賛同し理事会の承認を受け入会した個人、家族、団体または法人
 2. 専門会員 当法人の目的に賛同し入会し、かつ理事会において定款第3条における事業を提供することが可能な知識や技術を有すると認められた個人
 3. 一般会員 当法人の事業の趣旨に賛同し、入会した個人、家族、団体または法人
 4. 賛助会員 当法人の目的に賛同し、これを賛助する個人、団体または法人
- 2 専門会員には、知識や技術の維持向上のため理事会が別途定めるトレーニングプログラムへの参加が義務付けられ、一定の要件を満たしていると認められたとき、当法人の行う事業を提供する者として活動する権利が与えられる。
- 3 正会員及び専門会員は、当法人の目的を達成するためのサービスを提供する側の会員であり、別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
- 4 一般会員は、当法人の目的を達成するためのサービスを受ける側の会員であり、別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
- 5 賛助会員は、別に定める賛助会費を納入しなければならない。
- 6 入会金及び年会費は、別表のとおりとする。（本規約末尾に掲載）

第3章 入会申込記載事項の変更等

(会員の氏名及び名称等の変更)

第8条 会員は、その氏名、名称、住所、電話番号、電子メールアドレス等に関する事項に変更があったときは、速やかに書面によりその旨を当法人事務局に通知する必要がある。

- 2 前項の規定による変更通知の不在によって、当法人からの会員への通知、連絡、書類等が遅延または不達になったとしても、当法人はその責を負わないものとする。

第4章 会員資格の喪失

(任意退会)

第9条 退会しようとする場合は、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

1. 当法人の定款その他の規則に違反したとき。
2. 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
3. 内外の諸法令または公序良俗に反する行為をしたとき。
4. 当法人、他の会員または第三者の商標権、特許権、意匠権、著作権、その他財産、プライバシーを侵害した場合またはそのおそれのある行為をしたとき。
5. 当法人、他の会員または第三者を誹謗中傷する情報を流したとき。

6. 入会申込書に虚偽の事項を記載したことが判明したとき。
7. その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

1. 会費又は賛助会費の納入が期限を超え半年以上されなかったとき。
2. 正会員及び専門会員の総てが同意したとき。
3. 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の抛出金品は、これを返還しない。

第5章 会員資格有効期限終了に伴う措置

(措置)

第13条 会員資格有効期限が過ぎ、当法人からの通知のあとも、当法人が当該会員の更新の意思及び会費の払込みを確認できず、会員資格の更新がなされない場合、またはその他の事由によって当該会員の会員資格が失われた場合は、会員資格に基づく権利の行使を停止し、当法人に対し債務があった場合は速やかに精算することとする。

第6章 会員証の発行等

(会員証の発行)

第14条 当法人は、会員に対し、会員証1枚を発行する。

1. 会員証の有効期限は会員資格有効期間内とする。
2. 当法人の活動、事業に参加する場合は会員証を提示するものとする。
3. 会員証及び会員に基づく権利は、当該会員以外の者に使用許諾、貸与、譲渡、相続等を行うことはできない。
4. 会員証は、当該会員が会員ではなくなった場合、当法人に返却するものとする。

第7章 商号及び商標等の利用

(商号及び商標等の利用)

第15条 当法人が定めた商号及び商標等を個人的にまたはその他の目的で利用する場合は、当法人の事前の書面による承認を得る必要がある。

第8章 禁止行為

(禁止行為)

第16条 会員は無断で当研究所の名称及び会員名簿等、またその活動主旨・活動内容を利用して、個人や他の特定団体の利益等を目的とした宣伝活動や営業活動を行ってはならない。

- 2 会員は、当法人の理念や目的を理解した上で活動するものとし、第10条各号に定める行為、当法人の主旨に反する行為等を行ってはならない。

第9章 情報管理

(個人情報の保護)

- 第17条 会員の個人情報(住所・氏名・写真・電話番号・FAX番号・電子メールアドレス等)は、プライバシー保護のため、全会員がその取扱いには十分注意し、会員以外の第三者に名簿を譲渡もしくは売却し、またはその内容の一部もしくは全部を何らかの媒体に公表してはならない。
- 2 当法人は、当法人が保有する会員の個人情報に関して適用される法規を遵守するとともに、当法人が別途定める個人情報保護方針に従い、当該個人情報を適切に取り扱うものとする。

第10章 知的財産

(知的財産の帰属)

- 第18条 当法人が創作するすべての著作物、ノウハウ、アイデア、発明、考案、意匠、商標等に関する権利は、当法人に帰属する。

(知的財産の保護)

- 第19条 当法人が作成し発行する全ての資料・データ等については、無断で他の媒体に掲載し、第三者に譲渡もしくは売却し、または公表してはならない。

第11章 損害賠償等

(損害賠償)

- 第20条 会員が、本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって当法人が損害を受けた場合、当該会員は、当法人が受けた損害を当法人に賠償することとする。

(免責)

- 第21条 当法人は、会員に提供するサービスの利用により発生した会員の損害等に対し、第16条第2項に定める場合および当法人の故意または重過失による場合を除き、いかなる理由によっても損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとする。

第12章 残存条項

(残存条項)

- 第22条 退会した場合または会員資格が喪失もしくは除名された場合であっても、第13条、第16条ないし第21条および本条の規定は有効に存続するものとする。

第13章 その他

(規定の追加・変更)

- 第23条 当法人は、本規約に定めのない事項で必要と判断される事項については、理事会の承認を経て定めるものとし、また、必要に応じて内容を変更、削除することがある。

【附則】

- 本会員規約は 平成29年5月28日より実施する。
本会員規約は 平成29年 6月18日より実施する。

(別表) 入会金及び年会費

2017年6月18日現在

種別		入会金	年会費	備 考
一般会員	(個人)	5,000 円	3,000 円	随時入会可
	(家族)	—	2,000 円	入会金不要 一人につき
	(法人・団体)	専属契約による		契約締結 随時
	(職員等)	専属契約に含まれる		法人契約範囲外は個人入会が必要
正会員		10,000 円	12,000 円	随時入会可 初年度の年会費は入会承認月から 年度末(3月)までの月割り 一人につき
(家族)		—	2,000 円	一般会員(家族)と同じ扱い 一人につき
専門会員		10,000 円	12,000 円	入会受付3月・9月 9月入会受付の場合は、年会費 6,000 円
(家族)		—	2,000 円	一般会員(家族)と同じ扱い 一人につき
賛助会員	(個人)	—	一口 3,000 円	(1 口以上) 随時入会可
	(団体)	—	一口 3,000 円	(10 口以上) 随時入会可